

令和7年度交通DX・GXによる経営改善支援事業等補助金に対する 改善要望について

令和8年2月4日 (一社) 全国ハイヤー・タクシー連合会

1. 事務局（東急エージェンシー）に対する改善要望

○対応等

1. 事務局の知識不足、情報共有不足等により的確な回答を得られないので、習熟度向上、体制強化をしてほしい（国交省、運輸局等に関与してほしい。）。
2. 対応が機械的で融通が利かなく、訂正連絡等対応は遅いのに差し戻し回数や再提出期限がシビア。
3. 電話が繋がりにくく、電話・メールの対応・返信が遅い（申請、訂正期限に間に合わない。）。
4. チャットによる問い合わせ対応もしてほしい。
5. メールの一斉送信による情報提供（HP更新時等）をしてほしい。

○申請・審査・交付決定・実績報告・必要書類・要綱・要領等

1. 交付決定が遅く（1次募集も2次募集も）、交付決定等のスケジュールをあらかじめ明示してほしい（審査期間、交付決定日の基準設定（○週間以内に審査、○月○日までに交付決定）等）。
2. 申請等に対する進捗状況について情報提供（開示）してほしい（2か月半も審査中のままで結局不採択。審査に時間が掛かりすぎで事業の見通しが立たない。）。
3. 事業毎に交付決定してほしい（出来るものから早く着手したい。）。
4. 交付決定が先着順であればHPにその旨掲載し、予算額に達した時点で申請期限前でも申請受付を停止してほしい（参考：事故防止対策支援推進事業 申請受付期間中に申請総額が予算額に達する場合は、申請受付期間であっても申請受付を終了致しますのでご注意下さい。）。
5. 不採択になった理由を教えてほしい（採択・不採択の基準が分かりづらく、次回申請時の参考にするため。）。
6. 1次募集で不採択が多発したのに2次募集をするのはおかしく、1次募集で不採択になった申請について、2次募集にそのままスライドして審査してほしい。
7. 申請書類、実績報告書類を簡素化してほしい（実績報告で済むものは省略してほしい。申請、進捗報告、完了報告に同じ書類を提出するのは不合理。審査も早くなるのでは。）。
8. 許可証、振込先、宣誓書について、申請事業毎の同一書面の提出を簡略化してほしい（マイページ発行時提出等）。
9. 事業申請書の変更は最小限とし、変更した際は変更点や変更した旨アナウンスしてほしい。
10. 要綱・要領について図や記載例を増やして分かりやすくしてほしい。
11. 申請時に全体のスケジュールを示してほしい。

12. 各種申請書・実績報告書等を早めに開示してほしい（実績報告に後から取得できない資料、写真が求められる。）。
13. 事業完了報告期限 10 日間を 1 か月程延ばしてほしい（事業毎に違ってもよいので延ばしてほしい。）。
14. 進捗状況の報告は不要（報告しても返答がなく、事務局の負担が増えるだけ。）。

○HP・WE Bフォーム・WE B説明会等

1. ホームページに誤植があり混乱したのでチェックを強化してほしい。
2. ウェブフォームについて、再度アップロードした際のファイルを格納する場所等を最初にアップロードしたものと混ざらないようにしてほしい。
3. 交付申請額計算エクセルファイルに不備（数式の誤り等）や入力方法が分かりにくい箇所があり、入力例の充実やエラーが起きにくく設計（入力制限・チェック機能等）を検討してほしい。
4. エクセルファイルに画像を貼り付けるのではなく、ウェブフォームに画像をアップする方法に変えてほしい。
5. グループ会社のメールアドレスを共通化できるようにしてほしい（グループ会社で 1 つのアカウントを作成できるようにしてほしい。）。
6. マイページをリース会社と共有できるようにしてほしい。
7. WE B説明会における質問にきちんと答えてほしい（補助対象車両の納期等肝心な質問には答えない。後日 Q&A でもよいので。）。
8. WE B説明会をバスとタクシー、事業毎に分けてほしい（不要なものを聞かないで済み、時間短縮になる。）。
9. WE B説明会は資料を読んでいるだけなので動画を載せ、質問を別途受け付けければよいのでは。
10. HP に掲載されている動画の音声がアニメチックなので変えてほしい。

○補助対象・補助要件等

1. 交付決定前着手や導入済みも補助対象にしてほしい（参考：事故防止対策支援推進事業 先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援 受付期間：令和 7 年 6 月 30 日～令和 8 年 1 月 30 日 留意事項：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 1 月 30 日までの間に、補助対象装置を搭載した事業用車両の購入（新車新規登録）又は補助対象装置を購入し取り付けを行ったうえで支払いまで完了したもの。）。
2. 働きやすい職場認証制度は補助要件から外してほしい（審査料 3 万円、登録料 6 万円は負担が大きく、人材確保についても要件とはせず優遇に。）。
3. 「給与総額」を増額させることを計画している者を補助要件から外してほしい。
4. 黒字の会社も補助対象にしてほしい（本年度の申請は赤字会社が対象だが、黒字経営を維持した会社もコロナ禍で受けた融資の返済により実質赤字である。）。
5. 補助要件や優遇措置を金銭により取得できる認証制度ではなく、行政処分や重大事故の有無にしてほしい。

2. 事業毎改善要望

○バリアフリー化設備等整備事業

1. 相見積書・納品書の提出を不要としてほしい（請求書・領収証の提出で十分。）。

2. UD 研修の見積書の提出を不要としてほしい。
3. 車両に貼るシール、固定資産一覧表（写真を貼付）、昨年度までの UD 研修修了証の提出を不要としてほしい。
4. 生活交通確保維持改善計画、生活交通改善事業計画は行政庁で策定され、UD タクシー導入は国、自治体においてバリアフリー化が推進されていることから提出を不要としてほしい。
5. 外部での UD 研修受講について、提出書類を簡素化し受講内容（時間割等）と受講終了証のみとしてほしい。（事前案内なしに完了報告の段階で研修時の写真は提出ができず、事前案内があったとしても、補助申請に外部研修開催者に負担をかけるべきではない。）
6. 実績報告について、ディーラーからの納車後に整備工場において架装したり装備品を取り付けた後に写真を撮影するので、事業完了から提出まで 1 か月ほどの猶予を設けられたい。
7. 補助率が新車より低くてもよいので中古車も補助対象としていただきたい（新車の納期が遅く導入できない。）。
8. レベル準 1 から JPN TAX I の変更が認められたので、JPN TAX I からレベル準 1 への変更も認めてほしい。
9. 福祉タクシーについて、乗降のためのステップや手すり等の後付け費用や酸素ボンベの設置費用を補助対象にしてほしい。
10. 車両導入補助について、国交省がメーカーに納期を確認し、その納期を考慮して補助スケジュールを設計してほしい。

○交通 DX・GX による経営改善支援事業（旅客自動車運送事業者の人材確保事業）

1. DX・GX 機器やシステム導入は初期投資額が高額で複数年度での段階的導入が現実的であるが単年度完結型の要件が中心で、資金余力の乏しい事業者では活用が難しいので改善してほしい。
2. 昨年と同様の内容で申請したが「クラウドサービス導入パック 12 カ月」はランニングコストにあたるため補助対象外となったのは疑問。
3. 当初補助金計画を 2,151 千円で予定していたが確定通知は大幅に減額され 621 千円になり、実施か断念か事業計画の再検討中。
4. 決裁機器の導入について、譲渡譲受して増車する車両は名義変更後しか申請できず、さらに、その申請が承認されてから見積もりや発注をしなければならず時間が掛かるので改善してほしい。
5. 物価高により商品価格が上がったので、価格の変更に柔軟に対応してほしい。
6. 二種免許の契約書・納品書を不要としてほしい（口頭発注が多く、卒業証明も免許センターで提出するため別途納品書の作成を依頼しないといけない。）。
7. 二種免許の入校・卒業証明等書類を不要としてほしい（免許証で確認可能）。
8. 採用済の乗務員が受けた教習の請求書は、申請時または実績報告の 1 度のみの提出としてほしい。
9. 二種免許取得費用は自動車学校と自動車免許教習場の二種類に分けて金額設定してほしい。
10. 相見積書が完全一致を基本としており、教習所毎の記載方法のズレに対し複数回の修正対応が必要で、教習所の混雑具合で見積先以外で対応する事もあるので一

定額補助で良いのでは。

11. 人材確保のための PRについて、実績報告資料のうち発注書、請書、納品書の提出を不要としてほしい（請求書で確認可。）。
12. 人材確保のための PRについて、求人広告の掲載だけの場合、実績報告資料の研修等が実際に行われたことがわかる資料は提出不可能であり不要としてほしい。
13. 採用のための PRについて、採用コンサル会社に依頼や求人媒体・SNS・車両ステッカー・求人イベント参加等事業が多岐にわたっており、1項目2事業以上の申請を認めてほしい。
14. 人材確保事業について、タクシー協会が申請者の場合、運転者職場環境良好度認証を受けていることを証する書面を提出しない理由書、会員名簿、旅客自動車運送事業を営んでいることを証する書面（会員事業者1社の許可書等）の提出を不要としてほしい。
15. 人材確保のためのイベントの相見積、業者選定理由書を不要としてほしい（開催時期・規模・ターゲット層が同じイベントはほとんどない。）。
16. 人材確保事業について、人材紹介、成功報酬型求人、ネット系求人運用も補助対象にしてほしい。

○交通サービス利便向上促進事業

1. ジャンボタクシーについて、リースや割賦購入も補助対象にしてほしい。
2. チャイルドシート購入費も補助対象にしてほしい。
3. 配車アプリの視覚障害者利用が難しいので、音声変換などユニバーサル対応について補助対象にしてほしい。

○地方ゲートウェイの刷新事業

1. タクシー乗り場の整備・改善について、ソフト（人員）も補助対象にしてほしい。
2. タクシー乗り場の視覚障害等への音声サポート装置の設置及び保守管理を補助対象にしてほしい。

○観光二次交通の高度化事業

1. タクシーそのものを維持する支援を検討してほしい
2. 観光タクシー用通訳への委託費を補助対象としてほしい。
3. その他

1. 事務委託事業者が公募により変更された場合も、申請手続きの運用や書類様式、提出方法、確認基準等を変更せず、申請実務における継続性・一貫性が確保される運用を要望します（知識や経験が蓄積されていない。）。
2. 改善要望書の機会があるということは多くの事業者がこの補助事業に意見や要望があり、事業としてかなり問題が生じているのだろうとの認識です。根本的な事業スキーム（要綱・要領を含む）の改善や見直し、事務局側の知識向上が必要なのではないでしょうか。
3. 事業完了実績報告書の提出期限日（令和8年2月28日）後、執行残が発生した場合、補助金を受けた事業者に当初の補助率に沿った追加払いをしてほしい。
4. 薄撒きについて事前に説明してほしい。

5. 一定の按分制もしくは台数ベースでの基礎額は認めてほしい。
6. エクセルのバージョンが古くても使えるのは良い。
7. 相見積もりが不要になったことは良い（全ての事業で不要にしてほしい。）。